

平成16年第1回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日

平成16年10月8日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 藤村 洋二	2 番 木村 定八
3 番 太田 秀司	4 番 津田 實
5 番 田中 良隆	6 番 梶山 幾世
7 番 三和 郁子	8 番 田中 弘一
9 番 藤下 茂昭	10 番 中島 一雄
11 番 田中 博	12 番 田中 孝嗣
13 番 中田 幸子	14 番 小島 進
15 番 原田 薫	16 番 竹内 孝治
17 番 辻 藤雄	18 番 森田 貞雄
19 番 森 申行	20 番 野洲 健造
21 番 田中榮太郎	22 番 林 克
23 番 田中 敏雄	24 番 荒川 泰宏
25 番 河野 司	26 番 鈴木 市朗
27 番 山本 勇作	28 番 川口 東洋
29 番 野並 享子	30 番 小菅 六雄
31 番 長谷川龍一	32 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長職務執行者	田中 政之	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	上田 晴基

市民健康福祉部 次長	高田 一巳	教育部次長	高田 利江子
都市建設部 総括マネージャー心得	堤 文男	環境経済部 総括マネージャー	佐橋 市衛
広報秘書課長	富田 久和	総務課長	竹内 睦夫
企画財政課長	中島 宗七		

出席した事務局職員の氏名

事務局 長	内堀 悟	事務局 次長	井狩 重則
書 記	赤坂 悦男	書 記	荒川 貴之

議事日程

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 議長選挙について

追加議事日程

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 副議長の選挙について
- 第 5 発議第 1 号
(野洲市議会委員会条例の制定について)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 6 発議第 2 号
(野洲市議会会議規則の制定について)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 7 発議第 3 号
(野洲市議会傍聴規則の制定について)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 8 発議第 4 号
(野洲市議会事務局設置条例の制定について)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 9 発議第 5 号
(野洲市情報公開条例の施行に関する野洲市議会規則の制定につい

て)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 1 0 発議第 6 号

(野洲市個人情報保護条例の施行に関する野洲市議会規則の制定について)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 1 1 発議第 7 号

(市長の専決処分の指定について)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 1 2 各常任委員会委員の選任について

第 1 3 議会運営委員会委員の選任について

第 1 4 議会広報編集特別委員会の設置及び委員の選任について

第 1 5 各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の正副委員長の互選結果の報告について

第 1 6 守山野洲行政事務組合議会議員の選挙について

第 1 7 湖南広域行政組合議会議員の選挙について

第 1 8 議第 1 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市役所の名称及び位置を定める条例他 1 8 3 件の条例の制定について)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 1 9 議第 2 号 専決処分につき承認を求めることについて

(平成 1 6 年度野洲市一般会計暫定予算他 1 1 件の暫定予算について)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 0 議第 3 号 専決処分につき承認を求めることについて

(字の名称の変更について)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 1 議第 4 号 専決処分につき承認を求めることについて

(指定金融機関の指定について)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 2 議第 5 号 専決処分につき承認を求めることについて

(湖南広域行政組合への加入について)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 3 議第 6 号 専決処分につき承認を求めることについて

(滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更に関する協議について)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 4 議第 7 号 専決処分につき承認を求めることについて

(大津湖南地域広域市町村圏協議会への加入について)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 2 5 議第 8 号

(野洲市農業委員会委員の推薦について)

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

事務局長 (内堀 悟君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

本臨時会は合併後最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、田中敏雄議員が年長の議員でありますので、田中敏雄議員に臨時議長をお願いいたします。

臨時議長 (田中敏雄君) ただいま紹介を受けました田中敏雄でございます。

本日招集されました平成 1 6 年第 1 回野洲市議会臨時会の開会にあたり、地方自治法第 1 0 7 条の規定により私が臨時の議長の職務を行うことになりました。もとより議長選出までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力により無事任務を果たしたいと存じますので、何とぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、市長職務執行者からの挨拶があります。

職務執行者。

市長職務執行者 (田中政之君) 議長のお許しを得ましたので、野洲市議会の第 1 回の臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと存じます。

本日は、野洲市発足後初の臨時会をご招集申し上げましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中にも関わりませずご参会を賜り、厚く御礼申し上げます。

10月1日の野洲市の誕生後、大きなトラブルもなく無事に新たなスタートを切ることができました。ここに至りますまでの議員各位並びに関係者のご尽力に対しまして、改めて敬意と感謝の意を表するものであります。

このたびの合併により、皆様方には市議会議員として野洲市という舞台で5万人の市民の付託に応え、市政の発展と住民福祉の向上のためにご尽力をいただくこととなりますが、執行部共々、心機一転勇往邁進いただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、国の地方分権改革の推進は、地方に対し自主自立性の向上や創意工夫による活力に満ちた地域社会の実現を求める反面、三位一体の改革は現状では不透明感がぬぐい切れない状況にありますことから、地方にとってますます厳しい財政環境を強いられることが危惧されます。

このような状況下、野洲市におきましては、新市まちづくりの計画の理念において、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくりを目指すと共に、今後の施策の展開にあたりましては、豊かな人間性をはぐくむまち、人々が支え合う安心なまち、美しい風土を守り育てるまち、地域を支える活力を生むまち、市民と行政の協働が作り得るまち、潤いとにぎわいのある快適なまちを目指して、人口5万人という小さなまちではありますが、市民との協働による自立するまちづくりを目指すものであります。

これらの目標を達成するためには、いわゆる国の動向に左右されない確固たる行財政基盤をつくることが肝要であります。これを最大の目標に掲げながら、今回の合併という特殊事情を考えますと、まず野洲市民の融和を図りながら、一日も早く一体感が醸成できる施策の展開を進めていくことが最優先課題であると考えております。

私は市長職務執行者として、初代市長が誕生するまでの間、行政執行をお預かりするものでありますが、この短い期間におきましても、このことに対する職員の自覚を促すと共に、英知を結集することにより、その基盤づくりに寄与してまいり所存でございます。議員各位には、今後とも市政執行に対する深いご理解、ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

臨時議長（田中敏雄君） それでは、ただいまから平成16年第1回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

出席議員 32 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。なお、議事の進行等については、関係条例等がまだ公布されていませんので、それまでは当該関係条例等に準じ進行いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(田中敏雄君) 異議なしの声がございますので、異議なしと認めます。よって、これより議事進行等の関係条例によって行います。

これより日程に入ります。

(日程第1)

臨時議長(田中敏雄君) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

(日程第2)

臨時議長(田中敏雄君) 日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

臨時議長(田中敏雄君) ただいまの出席議員は32名であります。

次に、立会人の指名をいたします。野洲市議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第1番、藤村洋二君、第2番、木村定八君を指名いたします。

ただいまより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

臨時議長(田中敏雄君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(田中敏雄君) 配付漏れないものと認めます。

投票箱をあらためさせます。

(投票箱点検)

臨時議長(田中敏雄君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

(職員点呼、投票)

臨時議長(田中敏雄君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(田中敏雄君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたしました。

ただいまから開票を行います。

藤村洋二君、木村定八君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

臨時議長(田中敏雄君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 32票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 32票

無効投票 0票

有効投票中

秦 眞治君 24票

山本勇作君 3票

川口東洋君 2票

小菅六雄君 2票

鈴木市朗君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって、秦 眞治君が議長に当選されました。

議場閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長(田中敏雄君) ただいま議長に当選されました秦 眞治君が議場におられますので、本席から会議規則(案)第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました秦 眞治君より就任の挨拶がございます。

32番、秦 眞治君。

議長（秦 眞治君） ただいま議員各位のご推挙をいただきまして、野洲市議会の議長という重責をお預かりさせていただくことになりました秦眞治でございます。もとより浅学非才、未熟者でございますけれども、皆様方のお力添えをいただきまして、職責を全うさせていただきたいと存ずるところでございます。特に、野洲市誕生におきますところの議会に寄せられます住民の皆さん方の期待は大きいものがあると思うわけでございます。そうした中で、皆様方の力強いお力添えをいただきまして、また議員の皆様と同様理事者の皆さん方も一緒になって、野洲市の住民5万市民の皆さん方の付託に応えられるように頑張らせていただく所存でございますので、皆さん方の格段の今後の一層のご支援とご協力をお願い申し上げさせていただきまして、誠に言葉足らずではございますけれども、就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

臨時議長（田中敏雄君） これで臨時議会の議長の職務は全部終了いたしました。議員各位のご協力大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。新議長、交代をお願いいたします。

（議長交代）

議長（秦 眞治君） なお、報道関係者からカメラ撮影の申し出がありましたので、カメラ撮影を許可することにいたしたいと思っております。ご報告といたします。

この際、別紙追加議案日程のとおり、日程追加とし、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

（追加日程第1）

議長（秦 眞治君） 追加日程第1、議席の指定を行います。議席はお手元に配付しておきましたとおり、ご着席の仮議席を本議席に指定いたします。

（追加日程第2）

議長（秦 眞治君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。第1番、藤村洋二君、第2番、木村定八君を指名いたします。

(追加日程第 3)

議長(秦 眞治君) 追加日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

(追加日程第 4)

議長(秦 眞治君) 追加日程第 4、これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議長(秦 眞治君) ただいまの出席議員数は 3 2 名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に第 3 番、太田秀司君、第 4 番、津田 實君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

議長(秦 眞治君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 配付漏れないものと認めます。

投票箱をあらためさせます。

(投票箱点検)

議長(秦 眞治君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

(職員点呼、投票)

議長(秦 眞治君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票をいたします。

太田秀司君、津田 實君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

議長(秦 眞治君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 32票

無効投票 0票

有効投票中

長谷川龍一君 24票

山本勇作君 5票

野並享子君 2票

鈴木市朗君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって、長谷川龍一君が副議長に当選されました。

議場閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(秦 眞治君) ただいま副議長に当選されました長谷川龍一君が議場におられますので、本席から会議規則(案)第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました長谷川龍一君より就任の挨拶をお願いいたします。

長谷川龍一君。

副議長(長谷川龍一君) 就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙によりまして、野洲市議会の副議長に就任することになりました。もとより浅学非才な私でございますけれども、秦議長を補佐しながら野洲市の発展、また住民福祉の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、今後皆様方のなお一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。簡単ですが、就任のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長(秦 眞治君) それでは暫時休憩いたします。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時31分 再開)

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（追加日程第5）

議長（秦 眞治君） 追加日程第5、発議第1号野洲市議会委員会条例の制定についてを議題といたします。提案者であります27番、山本勇作君から提案理由の説明を求めます。

山本勇作君。

27番（山本勇作君） 27番、山本勇作です。

ただいま議題となっております発議第1号野洲市議会委員会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第109条、第109条の2、第110条及び第111条の規定に基づき、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の設置及び委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

常任委員会については、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業土木常任委員会といたしまして、委員定数はそれぞれ8名と定めております。なお、付則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、第2項では第2条に規定する常任委員会の定数につきまして、在任特例期間中の特例を定めております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（秦 眞治君） これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

次に、発議第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ありがとうございます。ご着席願います。起立全員であります。

よって、発議第1号野洲市議会委員会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

(追加日程第6)

議長(秦 眞治君) 追加日程第6、発議第2号野洲市議会会議規則の制定についてを議題といたします。

提案者であります25番、河野 司君から提案理由の説明を求めます。

河野 司君。

25番(河野 司君) それでは、ただいま議題となっております発議第2号野洲市議会会議規則の制定について、ご説明をさせていただきます。

発議第2号野洲市議会会議規則の制定については、本件は地方自治法第120条の規定に基づき、議会の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。会議その他の手続及び議会内部の規律を中心とした事項等について定めております。なお、付則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(秦 眞治君) ご苦労さんでした。

これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

30番、小菅六雄君。

30番(小菅六雄君) それでは、今提案されました会議規則の制定について、若干質問いたします。

今提案者が言われましたように、この規則なるものは議会運営上の基本をなすものでありまして、当然議会につきましては一定のルールがあることは当然だと判断いたします。しかし、一方で議会をご承知のように言論の府でありまして、同時に民主的な運営を行う必要があります。

そこで何点かお聞きいたしますが、第51条、発言の通告等についてであります。この51条におきましてはこのように書かれております。「会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者がすべて発言を終わった場合は、この限りでない。」第2項につきましては、「発言通告書には、質疑においてはその内容、討論については反対または賛成の別及びその要旨を記載しなければならない」

と、こう書かれておるわけですが、先ほど言いましたように、議会につきまして一定のルールが必要なのはわかるわけですが、この通告制によりまして、議会の審議を自ら拘束することにならないかという懸念でございます。

そこで、具体的に何点かお聞きいたしますが基本通告制をこの規則で決めようと提案されておりますが、先ほど述べました51条第1項後段の方に、「発言を通告した者がすべて発言を終わった場合は、この限りでない」、これについてであります、基本は事前通告、しかし事前通告者が終わった後、通告をしていない者は順次発言できると、そういう解釈で私はそう判断しておりますが、どうなのか。

それと2点目、先ほど述べました2項の討論については、反対、賛成の別及びその要旨を記載しなければならない。つまり、討論についても事前の通告を求めておられるわけですが、ご承知のように、議案というものは例えば長の提案がされまして、それに対する本会議質疑が行われまして、場合によってはその後委員会付託で委員会で審議をします。その後本会議で委員長報告と質疑がございます。私が判断するには、その委員長報告に対する質疑をもって、総体としてそれが議案審議だと思えます。その直後に討論がされるわけですが、にもかかわらず、この条文どおりにいきますと、審議の途上で賛成、反対の通告をするというのは、これはいかがなものかと判断いたしております。この辺について、これは議会制民主主義あるいは言論の府としてぐあいが悪いのではないかと判断しておりますが、それについての見解をお聞きしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 河野 司君。

25番（河野 司君） それでは、ただいまの小菅議員の質問に対しまして、ご答弁をさせていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、本案は旧2町の会議規則を基本にいたしまして、標準市議会会議規則を参考にしながら議案として提出しているものでございます。そういった意味で、まず会議のあり方をこの規則で定めていただいた上で、細部にわたりましては、この後上程され決定されるであろう議会運営委員会にお諮りいたしまして、それでもって全員協議会において十分検討していただければと、このように考えておるところでございます。

そして、質問にございました議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合以外の不測の事項も想定し、そうした事項が生じた場合の発言機会を保障するために明文化したものでございます。ですから、事前通告制を原則としているものでございます。これは、小菅議員が発言を通告した者がすべて発言を終わった場合の解釈ということ

でご質問ございましたことについて、答弁いたします。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 小菅議員。

30番（小菅六雄君） それでは再質問したいと思います。

今はじめに、一つに2町のこれまでの会議規則を参考にしてと言われましたが、これまで中主町議会では、一般質問には通告制をとっておりましたが、議案質疑等には通告制をとっておりません。そういう意味で参考にしたというのは、一定参考という意味がわからないでもないですが、当たらないと思いますので、新たに新市がスタートしたのでありますので、当然のこと先ほど言いました議会制民主主義と言論の府の立場から、よりよい規則を求めるのは当然だと思います。

それともう一点、細部はこの会議規則が決定後、申し合わせのことを指しておられるのかわからないですが、決めると言われましたが、いずれにしてもこの会議規則が基本になりますので、当然この会議規則を超える申し合わせというのはできないと思います。会議規則の範囲内での申し合わせはあるかもわからないですが、それを指摘した上で改めてお聞きしますが、先ほど51条の第1項であります、「発言を通告した者がすべて発言を終わった場合は、この限りでない」の解釈について、先ほど提案者は、これは一定不測の事態についての対応と言われましたが、これはどこをどう読んでもそういうことではなくて、この文章は通告の方法と発言の順番を規定しているものでありまして、内容による対応を決めているものではありません。そういう意味で、先ほど言いましたように、自然に読めば通告をしたものを順次されまして、その後それが終われば次に発言通告をされていない方が引き続きできる、どこを読んでもそう読み取れますので、私の解釈が正しいと思いますので、改めてお聞きしたいと思います。再三言っておりますように、不測の事態を規定した内容ではないと私は断言的に言えると思いますので、改めてお聞きしたいと思います。

それともう少し、2点目の質問に明確に答えていただけなかったわけですが、先ほど言いましたのは、市長なら市長なりが議案提案をされて、総括質疑などがありまして、委員会付託がありまして、その後最終本会議で委員長報告、それに対する質疑、そこまでが総体として議案の質疑だと。しかし、このままこの会議規則の順番でいきますと、委員長報告とそれに対する質疑以前に討論の通告をしなければならない事態になってしまうということについては、これは問題だと言っているわけでありまして、その点のきちっとし

た答弁がなかったと思いますので、もう一度お願いしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 河野 司君。

25番（河野 司君） 小菅議員の再質問ということでございますけれども、いずれにいたしましても、この会議規則なるものは野洲市議会で一定の規則を定めることができるということでございますので、先ほども申し上げましたように、旧2町の基本的なことを定めたものでございます。あと細則にわたりましては、先ほども申し上げましたように議会運営委員会に諮り、そこで、またなお全員協議会の中でご意見をいただき、詰めなければならないものは再度詰めるという手法で合議をもって決定していきたいと、このようにございまして、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午前10時47分 休憩）

（午前10時53分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

河野 司君。

25番（河野 司君） 小菅議員の再々質疑ということでございます。お答えをさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げておりますように、この規則の制定は基本的なものでございます。そしてまた、ご質問がございましたように旧中主町の今までの例のように、議案質疑を事前に通告されていない場合、これは本当に答弁側も数字的な回答など、明確なスムーズな答弁を得るためには時間的に無駄といたしますか、待機時間が生ずる恐れがございます。ですから、これを事前通告とするものでございます。

また、討論前の質疑、質問でございますけれども、これを聞いていませんと、小菅議員言われるとおり討論ができないということもございましてけれども、いずれにいたしましても、50条にうたわれておりますように、発言はすべて議長の許可を得た後登壇してするというので、発言は議長の許可によってできるということもございまして。

そういったことから、議事の運営をスムーズに図るためには、最小限必要なことございまして、先ほども申し上げましたように、これから議会運営委員会を設立してそこで検討していただくと。また、皆様にご協議をいただいてご納得、合議ができるまで議会運営委員会で議論をされるということを望んでおりますし、これからのことでもございまして、どうぞ皆さんのよりよいご議論を期待申し上げます。

議長（秦 眞治君） 小菅議員。

30番（小菅六雄君） 若干平行線的な議論でありますので、まとめ的に改めてお聞きしたいと思いますが、私もはじめに言いましたように、議会でありますので、一定最小限ルールというものは必要だと、それは当然認識しているわけでありまして、はじめに言いましたように、そういう中で議会としての言論の府、また民主的な議会運営を行う、この調和が当然なければならないのでお聞きしているわけでありまして、今答弁の中で、これまで中主町の場合事前通告がないので一定答弁等議会運営上どうであったかという答弁がありました、私は結論的にお聞きいたしますが、純粹にこの51条の解釈についてお聞きしているわけでありまして、何度も同じことを言いますが、これは通告方法と発言の順番を規定しているものでありまして、これを自然に読みますと、はじめに通告者を発言させて、それが終われば通告がなかった者がその後順次できると、そういう解釈でしょうとお聞きしているわけでありまして、それについてお聞きしたいと思います。その関係で、先ほど不測の事態云々も言われましたが、その関係では62条にあるわけでありまして、これは一般質問との関連の規定にも一定属すると思っておりますが、質問が緊急を要する云々のときには、前条の規定に関わらず同意を得て質問ができるということで、いわゆる緊急事態とか不測の事態については別個の規定でありまして、何回も先ほど来言っておりますように、この51条の後段の部分は通告者、その後通告のない者が順次発言できる、こう解釈というかそのとおりでありまして、それについて明確にお聞きしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時19分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

河野 司君。

25番（河野 司君） それではお答えをさせていただきたいと思っております。

確かに、この51条、最後の方で発言の終わった場合、またいろんな場合「この限りでない」という文面で小菅議員は発言をできるというんじゃないかというふうにおっしゃっていると思っておりますけれども、しかし議会というもの、これは一つのルールというものを重んじて、その内容を精査しなければならない。それはやはり議運でございます。議運におきまして、その質問内容を精査いたしまして、それで決定をしていきたいというのが本筋であると思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（秦 眞治君） 野並享子君。

29番（野並享子君） 一定のルールは必要だとは思いますが。しかし、議事進行に関しまして、議員が発言をするというのはやはり住民の声を代弁しているという部分であろうかと思えます。その住民の声を代弁している議員が議会の中で議論をしていく。大いにそれは必要なことであろうかと思えます。それを議事進行という形で言論を封じ込めるのが、それが市民にとって利益になるのかどうか。当局にとって利益になるのかどうか。こういう部分であろうかと思えます。

この議会規則、議員が発議をするのですから、当然議員として市民の立場に立っての発言を保障していくという観点で私は見ていかなければならないと思えます。国語的な問題で、いろんな解釈ができると言われましたが、この解釈で発言ができないというような解釈にはなりません。

長年先生をされてきた教育委員会の方おられます。この文章で発言できないというような解釈ができるとしたら、日本の国語はどう教えたらいいのか。議会でこんなのが通るといような状況になったら、小学校の子どもにどういう国語を教えるんですか。この文言どおりでいけば、発言することができるという解釈に私はなります。小学校の国語で十分これは理解できる文章だと思いますが、議会がそういうふうな基本的な観点を抜けるようでは、どうなのでしょうかね。議会運営委員会とか全員協議会で議論してもらって検討してもらってとかいう問題以前の問題であるこの文章が会議規則として提案されて、そのまま読めばという内容で、これ以外の何ものでもないと思えます。これをねじ曲げるのか、発言できないというような申し合わせにされるのでしたら、この条文そのものを変えてもらわなくてはならないと思えますが、どうなのでしょうかね。

議長（秦 眞治君） 河野 司君。

25番（河野 司君） この解釈でございまして、「この限りでない」ということは、当然前文の決めたことの限りでないということでございますので、それは私が申し上げましたいろんな解釈もございません。その解釈だけしかございません。よりよい方の解釈を、私はよりよいようにとるのか、それをねじ曲げてとるのかという問題だけなんです。ですから、51条に書いておりますように、「この限りでない」ということは発言ができるということですので。しかしながら、何でもかんでもいいのかというところで、この議会というものは、質問、発言でございますけれども、建設的な発言、またいい発言と思われるかどうかということをややはり議運で諮る必要があるというふうに私は思います。

また、いずれにしても発言等々は議会制民主主義ですので、議長の許可があればできるというふうにもうたわれておりますし、そういうところも十分活用いただいて発言をされたいのではないかと、このように思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 野並享子君。

29番（野並享子君） 今の河野議員の最後の答弁で、発言することができるということをおっしゃいました。そういうことを言われないと私はこの会議規則は当然反対しなくてはならないというふうに思っておりました。今の提出者の言葉をきちっと今後申し合わせ事項の中で踏襲されるようにと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

次に、発議第2号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、発議第2号野洲市議会会議規則の制定については、原案のとおり可決されました。

（追加日程第7）

議長（秦 眞治君） 追加日程第7、発議第3号野洲市議会傍聴規則の制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

24番、荒川泰宏君。

24番（荒川泰宏君） 第24番、荒川泰宏です。

発議第3号野洲市議会傍聴規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものであります。傍聴人の定数、傍聴の手続、入場の制限、傍聴人の守るべき事項等について定めております。なお、付則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） ご苦労さまでした。これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

次に、発議第3号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、発議第3号野洲市議会傍聴規則の制定については、原案のとおり可決されました。

（追加日程第8）

議長（秦 眞治君） 追加日程第8、発議第4号野洲市議会事務局設置条例の制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

22番、林 克君。

22番（林 克君） 22番、林 克です。

発議第4号野洲市議会事務局設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第138条第2項の規定に基づき、野洲市議会に事務局を設置するものであります。なお、付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） ご苦労さまでした。これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

次に、発議第4号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ありがとうございます。ご着席願います。起立全員であります。

よって、発議第4号野洲市議会事務局設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

（追加日程第9）

議長（秦 眞治君） 追加日程第9、発議第5号野洲市情報公開条例の施行に関する野洲市議会規則の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

21番、田中榮太郎君。

21番（田中榮太郎君） 田中榮太郎でございます。

ただいま議題となっております発議第5号野洲市情報公開条例の施行に関する野洲市議会規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、野洲市情報公開条例の施行に伴い、野洲市議会の所管に係る情報公開については、野洲市情報公開条例施行規則の規定の例によるものと定めるものであります。なお、付則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議長（秦 眞治君） これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

次に、発議第5号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、発議第5号野洲市情報公開条例の施行に関する野洲市議会規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(追加日程第10)

議長(秦 眞治君) 追加日程第10、発議第6号野洲市個人情報保護条例の施行に関する野洲市議会規則の制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

20番、野洲健造君。

20番(野洲健造君) 20番、野洲健造。

発議第6号野洲市個人情報保護条例の施行に関する野洲市議会の規則の制定について、提案説明を申し上げます。

本件は、野洲市個人情報保護条例の施行に伴い、野洲市議会の保有する個人情報に係る個人情報保護については、野洲市個人情報保護条例の施行規則の規定の例によるものと定めるものであります。なお、付則といたしましては、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長(秦 眞治君) ご苦労さんでした。これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

次に、発議第6号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（秦 眞治君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ありがとうございます。ご着席願います。起立全員であります。
よって、発議第6号野洲市個人情報保護条例の施行に関する野洲市議会規則の制定につ
いては、原案のとおり可決されました。

（追加日程第11）

議長（秦 眞治君） 追加日程第11、発議第7号市長の専決処分事項の指定について
を議題といたします。

提案者であります19番、森申行議員から提案理由の説明を求めます。

19番（森 申行君） 19番、森 申行です。

発議第7号市長の専決処分事項の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、野洲市議会の権限に属する軽易
な事項で、市長において専決処分することができる事項について指定するものであります。
よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（秦 眞治君） これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
次に、発議第7号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ありがとうございます。ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第7号市長の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後 1時21分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（追加日程第12）

議長（秦 眞治君） 追加日程第12、各常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

各常任委員会委員の選任につきましては、野洲市議会委員会条例第8条第1項の規定により、本職より指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、本職より指名いたします。

まず、総務常任委員会委員に、第1番 藤村洋二君、第2番 木村定八君、第6番 梶山幾世君、第7番 三和郁子君、第8番 田中弘一君、第12番 田中孝嗣君、第13番 中田幸子君、第15番 原田 薫君、第22番 林 克君、第27番 山本勇作君、第30番 小菅六雄君。

次に、文教厚生常任委員会委員に、第3番 太田秀司君、第9番 藤下茂昭君、第16番 竹内孝治君、第17番 辻 藤雄君、第18番 森田貞雄君、第19番 森 申行君、第21番 田中榮太郎君、第24番 荒川泰宏君、第28番 川口東洋君、第29番 野並享子君、第31番 長谷川龍一君。

次に、産業土木常任委員会委員に、第4番 津田 實君、第5番 田中良隆君、第10番 中島一雄君、第11番 田中 博君、第14番 小島 進君、第20番 野洲健造君、第23番 田中敏雄君、第25番 河野 司君、第26番 鈴木市朗君、第32番 秦 眞治。

それぞれ指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員はただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩させていただきます。

(午後1時26分 休憩)

(午後2時59分 再開)

議長(秦 眞治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(追加日程第13)

議長(秦 眞治君) 追加日程第13、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、野洲市議会委員会条例第8条第1項の規定により、本職より指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(秦 眞治君) ただいま異議ありの発言がございましたので、この件について皆さんにお諮りいたしたいと思っております。この件を取り上げるかどうかということだろうと思っておりますので、賛否によって決定したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) それでは、ただいまの29番、野並享子君から異議の申し出がございましたけれども、異議に賛成の方の起立を求めたいと思っております。

(少数起立)

議長(秦 眞治君) 賛成少数でございますので、この動議は否決いたします。よって、本職より指名いたします。

第12番 田中孝嗣君、第14番 小島 進君、第19番 森 申行君、第24番 荒川泰宏君、第25番 河野 司君、第27番 山本勇作君を指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員はただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

(追加日程第14)

議長(秦 眞治君) 追加日程第14、議会広報編集特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、9名の委員をもって構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報に関することについて議会の閉会中も調査等を行うことがで

きるものとし、付議事件が終了するまで継続して調査等を行うものといいたしたいと思いませんが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては9名の委員をもって構成する議会広報編集特別委員会として設置し、議会の閉会中も調査等を行うことができるものとし、付議事件が終了するまで継続して調査等を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました議会広報編集特別委員会委員の選任につきましては、野洲市議会委員会条例第8条第2項の規定により、本職により指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、本職から指名をいたします。

第2番 木村定八君、第3番 太田秀司君、第4番 津田 實君、第5番 田中良隆君、第7番 三和郁子君、第10番 中島一雄君、第13番 中田幸子君、第16番 竹内孝治君、第18番 森田貞雄君を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会委員はただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

(追加日程第15)

議長(秦 眞治君) 追加日程第15、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、本職より報告をいたします。休憩中に互選していただきましたので、報告させていただきます。

まず、総務常任委員会委員長に林 克君、副委員長に原田 薫君、文教厚生常任委員会委員長に辻 藤雄君、副委員長に竹内孝治君、産業土木常任委員会委員長に野洲健造君、副委員長に中島一雄君、議会運営委員会委員長に田中孝嗣君、副委員長に小島 進君、議会広報編集特別委員会委員長に中田幸子君、副委員長に田中良隆君、以上のとおり互選されましたので報告いたします。

先ほど議会運営委員会委員長から、議会の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項につきまして、議会運営委員会の委員の任期中これを議会閉会中も審査事項として審

査したい旨の申し入れがありました。

委員長の申し入れのとおり、議会運営委員会委員の任期中これを付託し、議会閉会中も審査事項として審査を行うことができることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議会の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項につきましては、議会運営委員会委員の任期中これを付託し、議会閉会中も審査事項として審査を行うことができることに決定いたしました。

暫時休憩をさせていただきます。

(午後3時 7分 休憩)

(午後3時32分 再開)

議長(秦 眞治君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(追加日程第16)

議長(秦 眞治君) 追加日程第16、守山野洲行政事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、投票によっていたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 議場閉鎖をいたします。

(議場閉鎖)

議長(秦 眞治君) ただいまの出席議員は32名であります。

次に、立会人を指名いたします。野洲市議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第5番、田中良隆君、第6番、梶山幾世君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

議長(秦 眞治君) なお、念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためさせます。

(投票箱点検)

議長（秦 眞治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

（職員点呼、投票）

議長（秦 眞治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票いたします。

田中良隆君、梶山幾世君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

議長（秦 眞治君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 3 2 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 3 2 票

無効投票 0 票

有効投票中

田中 博君 8 票

森 申行君 8 票

田中良隆君 8 票

山本勇作君 5 票

小菅六雄君 2 票

鈴木市朗君 1 票

この選挙の法定得票数は2票であります。以上のとおり4名の方が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（秦 眞治君） ただいま守山野洲行政事務組合議会議員に投票されました11番田中 博君、19番 森 申行君、5番 田中良隆君、27番 山本勇作君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

（追加日程第17）

議長（秦 眞治君） 追加日程第17、湖南広域行政事務組合議会議員の選挙を行いま

す。

お諮りいたします。選挙の方法は投票によることにいたしたいと思いを。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議長(秦 眞治君) ただいまの出席議員は 32 名であります。

次に、立会人を指名いたします。野洲市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に第 7 番、三和郁子君、第 8 番、田中弘一君を指名いたします。

投票用紙の配付をお願いいたします。

(投票用紙配付)

議長(秦 眞治君) なお、念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためさせます。

(投票箱点検)

議長(秦 眞治君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

(職員点呼、投票)

議長(秦 眞治君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票いたします。三和郁子君、田中弘一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

開票をお願いします。

(開 票)

議長(秦 眞治君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 32 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 32 票

無効投票 0 票

有効投票中

鈴木市朗君 6 票

河野 司君 4 票

荒川泰宏君 4 票

原田 薫君 3 票

田中孝嗣君 3 票

田中弘一君 3 票

竹内孝治君 3 票

藤下茂昭君 3 票

小菅六雄君 2 票

山本勇作君 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 1 票であります。よって、26 番 鈴木市朗君、25 番 河野司君、24 番 荒川泰宏君、15 番 原田 薫君、12 番 田中孝嗣君、8 番 田中弘一君、16 番 竹内孝治君、9 番 藤下茂昭君、以上が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

議長(秦 眞治君) ただいま湖南広域行政事務組合議員に当選されました 26 番 鈴木市朗君、25 番 河野 司君、24 番 荒川泰宏君、15 番 原田 薫君、12 番 田中孝嗣君、8 番 田中弘一君、16 番 竹内孝治君、9 番 藤下茂昭君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

(追加日程第 18)

議長(秦 眞治君) 追加日程第 18、議第 1 号から追加日程第 24、議第 7 号までを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者。

市長職務執行者(田中政之君) それでは、議長のお許しを得ましたので、提案理由のご説明を申し上げたいと存じます。

議第 1 号から議第 7 号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議第 1 号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

野洲市役所の名称及び位置を定める条例ほか 183 件の条例の制定につきましては、野洲市の発足に伴いまして、法定必置及び施策執行上空白期間を許されない条例、また公の施設に係る設置管理条例など、総数といたしまして 184 件の条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分し、制定いたしましたことから、同条第 3 項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。なお、関係いたします条例の内容につきましては、過日の専決条例に関します説明会でご説明申し上げておりますので、本日は時間の関係上略させていただきます。

次に、議第 2 号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、平成 16 年度野洲市一般会計暫定予算他 11 件の暫定予算に係る専決処分の承認を求めるものであります。

それでは、平成 16 年度野洲市一般会計暫定予算からご説明申し上げます。予算書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条で歳入歳出暫定予算の総額を、歳入歳出それぞれ 135 億 6,600 万円と定めるものであります。

次に、第 2 条で債務負担行為を定めたものであります。8 ページをご覧ください。

第 2 表、債務負担行為につきましては、これまで旧 2 町でそれぞれ議決を得たものを野洲市として改めて債務を承継するものです。内容といたしましては、高齢者福祉施設に係る整備事業に対して、独立行政法人福祉医療機構並びに株式会社滋賀銀行が社会福祉法人野洲慈恵会に貸し付けた資金 7 億 7,200 万円に対する損失補償の他、11 ページまで旧 2 町に係る合計 42 件の債務負担行為の設定をするものであります。

次に、第 2 条の地方債でございます。12 ページをご覧ください。

第 3 表、地方債につきましては、起債の目的で庁舎整備事業債から住民税減税補てん債、借り換え債まで旧 2 町で限度額が定められた金額を、野洲市において発行するものであります。

以上が一般会計の骨子ですが、今回の暫定予算につきましては、基本的には歳入歳出暫定予算ともそれぞれ旧 2 町の 9 月補正後の歳入歳出予算の合計から、合併日までに執行した額及び仮に設定しておりました出納整理期間に係る 9 月執行見込み分を差し引いた残りの額を野洲市の予算として計上したものであります。

これに加え、合併協議会における調整結果により、合併時から即時施行する事業、生活保護事務等、市制施行に伴う権限移譲に係る経費、合併に伴い解散となる野洲郡行政事務

組合に係る所要の予算措置も講じております。また旧町における繰越明許費等の繰越事業に相当する事業で残事業がある場合には、残事業として計上させていただいております。

合併協定項目に係ります事務事業以外で新たに計上しておりますのは、80ページの2款総務費、1項総務管理費、11目企画費、事業名、新市誕生記念式典等開催費で132万2,000円、114ページの2款総務費、4項選挙費、3目市長選挙費、事業名、市長選挙費で2,634万4,000円など、暫定予算の趣旨から必要最小限度にとどめております。

また、各会計に共通してですが、合併に伴い旧町の決算が打ち切り決算となることから、旧町における平成16年度の歳入歳出差し引き残額については、歳入の諸収入に旧町決算剰余金として歳入歳出差し引き不足額については、歳出の諸支出金に旧町借入金返済金として計上しております。

続きまして、特別会計暫定予算についてご説明申し上げます。

特別会計暫定予算の1ページをご覧ください。

平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,077万4,000円と定めるものであります。国民健康保険は他の保険制度と比べ、高齢者の加入割合が極めて高く、医療費についても全国的に増高している状況にあります。特に、加入者総数に経済状況等の影響もあり、増加傾向が続いており、今後も医療費の増大が予想されるところであります。

こうしたことから、新市においてもレセプト点検の充実を図る一方、人間ドック、脳ドックの健診に対し助成を行うことにより、自らの健康管理ができるよう支援するなど、医療費の抑制を図るべく、必要な経費を計上したものであります。

次に、37ページをご覧ください。

平成16年度野洲市老人保健事業特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,648万4,000円と定めたものであります。

高齢者人口の増加は、医療技術の進歩と相まって医療費の増加をもたらしています。寝たきり老人の増加を防ぐためにも、在宅福祉サービスを提供するなど総合的な保健福祉施策を実施し、またレセプト点検の強化を図り老人医療費の適正に努めており、受給対象者の医療費の適正を図るため、事業及び医療給付事業、医療費支給事業など必要な経費を計上したものであります。

次に、予算書の53ページをご覧ください。

平成16年度野洲市介護保険事業特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,183万5,000円と定めたものであります。

介護保険制度が施行され、はや5年目を迎えますが、第2期介護保険事業計画に基づき、要介護者等に対し必要な保険給付等を行うため、所要の経費を計上したものであります。

次に、予算書85ページをご覧ください。

平成16年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ2,467万5,000円と定めたもので、旧野洲町が野洲病院に貸し付けた資金の元利償還分を計上したもので、当該元利償還金額相当分を一般会計に返済するための予算を計上しております。

次に、99ページをご覧ください。

平成16年度野洲市下水道事業特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,083万5,000円と定めるものであります。

この特別会計には、旧中主町で実施されていた農業集落排水事業に係る事業費を計上しておりますが、基本的には整備が完了していることから、これに要する維持経費分を計上しております。下水道事業につきましては、基本的には今年度末には区画整理事業の予定地等を除きおおむね事業が完了する予定であります。残された未整備地域の下水道整備のため、事業の推進に努力してまいり所存でございます。

次に、予算書129ページをご覧ください。

平成16年度野洲市墓地公園事業特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ4,206万8,000円と定めるものであります。

本会計は旧野洲町にあった会計を引き継いだものであります。野洲市北櫻と南櫻にまたがり設置している墓地公園の良好な維持管理に努めるための経費として、残る区画の墓園整備をしようとするための経費を計上しております。

次に、予算書の145ページをご覧ください。

平成16年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ1,002万2,000円と定めるものであります。

概要につきましては、基幹水利施設石部頭首工の維持管理事業に要する経費を計上したものであります。

次に、予算書の159ページをご覧ください。

平成16年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出暫

定予算の総額を歳入歳出それぞれ248万9,000円と定めるものであります。

本会計は旧中主町にあった会計を引き継いだものであります。概要につきましては、野洲川改修に伴う廃川敷地を農地開発するための経費を計上したものであります。

次に、173ページをご覧ください。

平成16年度野洲市工業団地等整備事業特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,160万円と定めるものであります。

本会計は旧中主町における会計で、乙窪工業団地に係ります管理費、既存の地方債の借り換え債等を計上したものであります。

次に、予算書の189ページをご覧ください。

平成16年度野洲市土地取得特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,614万5,000円と定めるものであります。

本会計につきましては、旧野洲町においてアサヒビールモルト株式会社所有の駅前用地につきまして、将来の駅前整備に要する用地を先行取得するための経費として、既に先行取得しました公共用地の借り入れの元利償還金に係る経費を計上したものであります。

次に、予算書203ページをご覧ください。

平成16年度野洲市水道事業会計の暫定予算につきましては、第2条において、業務の予定量を定めるものであります。給水件数につきましては1万4,000件、年間総給水量は362万1,800立方メートル、1日平均給水量で1万9,900立方メートルを予定しており、主な建設改良事業につきましては、引き続き配水管整備事業を計画いたしております。

次に、予算第3条に定められた収益的収入及び支出では、水道事業収益4億5,745万円に対しまして、水道事業費用4億4,570万9,000円と定めたものであります。また、予算第4条に定められた資本的収入及び支出では、資本的収入4,331万5,000円に対しまして、資本的支出1億4,071万円と定めたものであり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,739万5,000円につきましては、過年度及び当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税等資本的収支調整額で補てんするものであります。

以上が、平成16年度野洲市一般会計暫定予算、各特別会計暫定予算及び水道事業会計暫定予算の概要であります。

なお、今回編成いたしました暫定予算は、合併後選出されます新市長が本予算として再

調製した上で議会に提出することとなりますので、ご理解の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、議第3号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第260条第1項の規定により、字の名称を変更することについて、同法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、第4号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、野洲市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱う金融機関として、株式会社滋賀銀行を指定することについて、同法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議第5号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成16年10月1日から湖南広域行政組合へ加入することについて、同法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議第6号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定により、平成16年10月1日から滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合へ加入することについて同組合規約の一部を変更することを関係市町村が協議することにつき、同法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議第7号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第252条の6の規定により、平成16年10月1日から大津湖南地域広域市町村圏協議会へ加入することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、議第1号から議第7号までの提案理由のご説明を申し上げます。

議員各位には十分にご審議をいただきご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（秦 眞治君） これより議第1号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

30番、小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 議第1号専決処分の承認を求めることについて、質問を行います。なお、質問を行うにあたりまして、一言申し上げます。

言うまでもなく中主町、野洲町の2町合併により、この1日より野洲市がスタートいたしました。この合併が国の財政破綻を地方自治体への財政支出削減を行うため推進されてきた側面があります。それだけに、全国多くの自治体で合併ありきで推進された結果、合併がされても将来にわたり地方自治体の財政が保障されるということではなく、それどころか将来的に一層財政困難が予想もされております。また、本市の場合を見ましても、今後のまちづくりや市民の暮らしにおいて、まだまだ課題が山積しております。このままでは市民の暮らしに関わる水道料金や国保税の値上げも今後予想されております。

そこで、新市のスタートに際し、まだ市長そのものは決まっておりませんが、市政の基本方向が憲法と地方自治法が定める主権在民が貫かれ、暮らしと地方自治体を守る市政が推進されることが重要であります。

私ども日本共産党議員団は、これまでの中主町、野洲町の2町の皆さんが作り上げた歴史と伝統を継承しつつ、市民が暮らしと健康を守る市民本位の市政になるよう、職員の皆さんと共に力を合わせながら頑張ることを表明いたします。以上の点を表明し、何点か総括的に質問を行います。

1点目には、今述べましたように市政の基本は民主的な行政、また民主的な市議会の運営であります。この点では、8月に行われました2町議員への条例説明会でも言いましたように、議員や市長をはじめとする特別職の報酬、給与の問題であります。

本専決条例の中に関連条例がありますが、この問題につきまして、当初報酬、給与は特別審議会で議論するという方向でありました。しかし、結果はそうではなく、私は行政、議会主導で調整されたものと考えております。そして、今回条例提案がされております。本来は徹底した議論の中で新市の財政状況と市民の理解のもとに決定されなければならぬと考えております。この点について、行政と議会主導で決まったことについてどのように考えておられるのか、また決定された報酬、給与が適正なものと考えておられるのかをこの際お聞きしておきます。

2点目には、同和行政とこれに関連する条例制定であります。多くを語りませんが、ご承知のように国の特別対策は平成14年3月をもって終了いたしました。このことは、長

年にわたり行政と住民の努力の成果であり、このことはこれまで中主町、野洲町でも同様と考えます。しかるに、新市で制定される条例では、例えば同和対策審議会を見ましても、中主町から見て復活、野洲町から見る場合は存続となります。すなわち、同和行政の継続と判断いたします。これは、先ほど言いましたこれまでの成果到達の否定と私は考えます。すなわち、存続すべきではないと考えます。新市スタートに際して、私はこれまでの関係条例は廃止されること、また一般行政に残る課題は移行すべきと考えますが、あえてなぜ継続されるのかをお聞きしておきたいと思えます。

3点目に、暮らしに関わる問題の質問であります。本専決条例では、国民健康保険税や介護保険料、また上下水道料金に関わる問題は次年度、すなわち17年度あるいは18年度に調整するとして、現時点では2料金制であります。問題は、今後調整に際して、当初サービスは高い方に、負担は低い方にと説明などもされておられましたが、この原則から反し、今日では特別会計や企業会計の立場から採算と会計の安定確保の観点から決めていくとされております。これは市民にとって不安なものでありまして、私は本来のあり方ではないと考えます。負担は低目の原則を守り、そういう努力がされるべきと考えますが、本専決条例も含めまして、今後どのような基本で行かれるのかをこの際お聞きしておきたいと思えます。

以上、3点について質問いたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 小菅議員の、議員の報酬また特別職の報酬についてのご質問でございますけれども、条例の説明会でご説明させていただきましたように、野洲町の例を基本に当面行うということで、その考え方に基つき改正をさせていただきました。なお、常任委員長の手当等については野洲町の議会の方で話し合っていたいただきまして、また合併協の方へ報告をされまして、その部分に変更になっております。そして、条例説明会でご説明申し上げましたように、新市長が選出された後、早急に特別報酬審議会を開催いたしまして、そこで審議委員による十分な議論をしていただき、また議会の判断をいただくということで進めますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

総務部次長（上田晴基君） 小菅議員の2点目の同和対策事業に関する質問についてお答えいたします。

おっしゃいましたように、平成14年3月31日をもちまして、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は終わりました。しかし、地対協意見具申では、

特別措置法の期限後の問題といたしまして、財政的負担が特に大きい物的な基盤整備は大方完了したと見られる一方、教育、就労、産業等の面で、なお存在している格差の背景にはさまざまな要因があり、短期間で集中的に格差を解消することは困難と見られ、ある程度の時間をかけて粘り強く格差解消に努めるべきである。国及び地方公共団体はその責任を自覚し、今後共に一致協力してこれらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要があるとしております。また、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められるとしております。

こういったことから、同和問題の解決は新市においても最重要課題としており、また旧野洲町においても、同和対策審議会は現にその解決に向けての重要な諮問機関として存続しておりますので、合併によって廃止されるものではないと考えております。

さらに、ご質問の一般行政に移行すべきものではないかということでございますが、同和対策に係ります旧2町の取り組みは、今日までそれぞれの地域の実態に応じて取り組みが進められてきております。20数年、約30年にわたる取り組みの経過から、異なる取り組みについては合併によって、単にどちらか一方に合わせるということは内容によっては困難なものもあります。また、人口、世帯の多少によって対象者がおられないもの、活動ができないもの、されていないものなど、実態はさまざまでございます。こういった意味から、新市におきましては、審議会や近隣市町の状況を把握しながら、現状を十分見ながら細かな調整を図っていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 小菅議員の3点目の国民保険税並びに介護保険税の今後どのような基本をもっていくのかというご質問にお答えを申し上げます。

議員ご存知のように、国民健康保険税あるいは介護保険税につきましては、それぞれの医療費の状況、あるいは介護サービスの状況に応じまして、それぞれのルールに基づきまして税を制定するわけでございますが、いずれにしましても、基本的な姿勢といたしましては、国民健康保険につきましては疾病の予防に努めてまいりますし、また介護保険につきましては、寝たきり予防の事業を充実させていきたいというふうに考えております。

税の決め方につきましては、それぞれの運営委員会がございまして、運営委員会に諮り、それぞれまた議会に提案をさせていただきます。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） どうぞ。

30番（小菅六雄君） 簡単にもう一度お聞きしたいと思います。

1点目の報酬、給与に関わる分ではありますが、新市の市長のもと、審議会を新たに選任、開催されまして、その中でまた議論していくということではありますが、そこではじめに言いましたように、今回の決定額について、先ほど少し言われましたが、妥当なものと考えておられるのかどうか。その関係では同じく今回この10月1日で野洲市、湖南市、甲賀市3市が発足したわけではありますが、例えば甲賀市では高い方に調整することなく中間的なところをとられたらしいのですけれども、すなわち私が一番初めに言いましたように、市の財政的な観点と市民の理解が得られるという観点から、高い方に調整はされていないのですね。だからそういう努力が必要であったのではなかったかということをお聞きしたわけでありまして、その辺もう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、2点目の同和行政の問題についてではありますが、先ほど答弁されましたように、当然各自治体間で取り組みの差といいますか、地域の実態といいますか、先ほど正確な言葉は忘れましたが、機械的に合わせるのは困難だという言い方されたのでしょうか、いろいろありますが、しかし結果的には今回野洲市の場合、2町の調整結果として、例えば先ほど言いました同和対策審議会を、中主町から見れば復活、野洲から見れば存続ということにされたわけなのですけれども、その関係で1点お聞きしたいのは、これは以前にも少しお聞きしましたように、結局中主町は中主町、野洲町は野洲町、これまでのおのおの町の取り組みの成果到達、これをどう評価されたのか。そのおのおの2町の評価、到達度に立ってなぜ必要と感じたのか。そこら辺が先ほど来きちっとわからなかったですので、お聞きしておきたいと思います。

それと、3点目の問題ではありますが、国保税なり介護保険料なり、また上下水道料金なり、とりわけ国保、介護保険について答弁されたと思うわけなのですけれども、もちろん国民健康保険でしたら国民健康保険法に基づく制度の目的がありますし、介護保険の場合は介護保険法に基づく、当然その制度の目的があるわけなのですけれども、目的に対して今の法制度の中で負担が伴っているわけでありまして、その関係で目的はされましたが、それに対して負担はどういう立場で基本的に考えられるのかという点では、先ほどちょっと答弁がはっきりしたものはなかったと思うのですけれども、運営委員会に諮り協議を進めていくと言われましたが、国保運営委員会なり介護保険の運営委員会なり言われましたが、行政として、私が先ほど指摘といいますか、質問した部分についてどういう基本で、

運営委員会にかけられるのは結構ですけれども、行政自身がどう基本線を持っておられるのか。その点についてお聞きしたので、その辺についてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 小菅議員の再質問にお答えさせていただきます。

特別職、議員の報酬について、今回の決定額は妥当なものかというご質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、合併協議会において当初、昨年度は独自に審議会等の意見を聞いて定めるという形の一つの調整案でございましたけれども、今年度に入りまして、具体的な調整に入りました中で、先ほども申し上げましたように、新市長決定後速やかに特別報酬審議会を開催して諮問するという条件の中で、現行の野洲町の報酬でいくということで、合併協議会において調整案をまとめさせていただきました。この合併協議会には旧両町の住民の代表の方、議会の代表の方に入っていて十分ご議論いただけたということで、住民の意思を反映していると私どもはとらまえておりますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） お諮りいたします。本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

総務部次長。

総務部次長（上田晴基君） 小菅議員の再質問にお答えしたいと思います。

両町の取り組みの成果をどう評価されたのかと、それを評価してなぜ存続されようとしているのかということでございますが、両町の事業の比較をそれぞれいたしてみました。その結果、いわゆる言われています個人施策についても、同じような事業に取り組んでおられるということで、成果としてはやはりこれまで取り組んできたものが、差別の意識が徐々に解消されているということは明らかでございます。ただ、事業報告書の中にもございますが、やはり安定就労等についての課題が残っておるということ、あるいは就労、教育に関しても課題が残っているということは、両町の中で同様の課題として挙げられております。それらの課題を解決するために、旧野洲町におきましては審議会のご意見をいた

だき、あるいは旧中主町におきましては人権擁護審議会のご意見をいただかれながら取り組みをされてきたと考えております。

現在、2町が合併いたしまして新市になりまして、大きくは2つの地域を抱えることになります。それらの調整を図っていく上で、同和対策審議会というのが今後の大きな役割を果たしていくと考えております。さらに、今後新市におきます基本計画をどうしていくのかということも、ご意見をいただきながら策定していくという考え方を持っておりますので、審議会の設置についてご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

国民健康保険税並びに介護保険料の行政の基本的な姿勢でございますけれども、最初に申し上げましたように、それぞれの疾病予防、あるいは寝たきりの予防に努めまして、市民の皆様の負担を軽減するということが、これが基本的な姿勢でございます。

しかし、それぞれ、再度申し上げますが、介護保険料並びに国保税につきましてはルールがございますので、このルールに従いまして算定をさせていただくというのが基本でございます。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 小菅議員。

30番（小菅六雄君） それでは最後に1点お聞きしますが、今同和行政との関係では就労あるいは教育等々課題が残るということをおっしゃいましたが、そこで、例えばですけれども、今回新条例の中で野洲市地域総合センター条例がございます。2町の場合、例えば旧中主町条例を見ますと、中主町立地域総合センター設置条例というのがあります。これは、いわゆる当時の厚生省の同和対策事業の終結に伴い、このセンターの位置付けが変わりまして、これまでの地域限定の施設から全町民の第2種福祉施設、健康福祉施設へ位置付けが変わりましたが、その関係で中主町では平成15年3月議会に地域総合センター設置条例の一部改正を行いまして、そこで当時の提案説明では国の財政上の特別措置に関する法律が失効になったこと、すなわち終了になったということではありますが、国において隣保館運営要綱が改正され、それに伴いこれまでの成果を踏まえつつ、社会福祉法に基づく隣保事業の一層の推進を図ろうとするために所要の改正をした云々という提案説明で、中主町の場合地域総合センター設置条例の改正をしたわけなのですね。

その中で、第1条の中で、先ほど言いましたように社会福祉法に基づく事業を行うため云々ということで、地域全町的な施設として、同和事業としての内容を改めて全町施設として条例で設置されたわけなのです。

ところが、この新市のセンター条例を見ますと、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題のための各種事業を総合的に行う、あるいは事業の中で同和問題に係る教育、啓発、あるいは同和対策の推進、連絡調整、これは当時の厚生省の隣保館地域総合センターのあり方についても反している新市の条例になっていると思うのですね。その点からどうなのか。やはりちょっと問題だと思いますので、とりわけこの問題についてお聞きしているわけでありまして、その解釈あるいはこのような新市の条例でいいと思っておいでなのか、お聞きしてきたいと思います。

それと、同じく同和対策審議会につきましても、旧中主町では平成14年9月議会で同和対策審議会の条例を廃止いたしました。その提案説明では、国の財政上の特例措置に関する法律、いわゆる地対財特法が失効したことに伴い、特別対策としての同和対策事業から一般対策への移行が図られました、こう提案説明がされまして、今回人権施策の総合的な推進に関する重要事項について調査及び審議する諮問機関として設置していた人権擁護審議会へ同和対策審議会を吸収すると。そういうことで廃止されたわけでありまして、当時の提案説明、あるいはそれに対して議会在賛同したのは、これまでの成果到達を踏まえたその中で対策審議会は必要なくなった、残るものについては人権擁護審議会へ吸収する。こういう経過があると思うんですけれども、言いたいのは、先ほど就労なり教育なり言われましたが、私の見る範囲では中主町においても野洲町においても、そういう差はないと思うんですね。その辺について、にも関わらず旧野洲町はそうではない、新市全体ではやはり引き続き審議会が必要というのは、どうもこれは納得できないことでありまして、もう一度その点についてお聞きしておきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（上田晴基君） 隣保館の改正条例につきましてですが、それにつきましては、旧野洲町におきましても議員の中からご質問いただきまして、現在デイサービスができるように新市予算の中で、後ほど出てくると思いますが、見ていただいております。それにつきましては、近隣を含めながら、旧野洲町の場合は人口が約4万中、そして一つしか隣保館がございませんので、近隣を含めながら第2種社会福祉事業をやっていきたいということでご答弁させていただきました。それにつきましては、今もその考え方については

変わっておりませんので、旧中主町のように全町を対象とした事業というのは、なかなか規模的に難しい面もありますので、まず野洲学区なら野洲学区を中心に考えていきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、教育の関係でございますが、議会ですので申し上げますが、やはり旧野洲におきましては、中学校の子どもたちが全校の中で比較いたしますと、やはり下の方から数えた方が早いというような状況の中にいるのが現実でございます。はっきり言いますと、10番以内にいる子が3、4人いるというのが現在の状況でございます。それを見てすべてを考えるのかということになりますけれども、そういう現状がここ何年と続いております。それが現状でございますので、それらをどう解決していくかということ、その子たちの進路をどう保障していくかということなどもこれから重要になってくるということですので、旧野洲町の現状等をご理解いただきまして、どうぞ審議会設置についてご承認賜りますようお願いしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 他にご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、議第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

30番、小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 私は議第1号専決処分の承認を求めることについて、反対討論を行います。

本議案は、新市の発足にあたりまして、これまで2町合併協議で調整され、その結果を踏まえ緊急を要する条例184本を専決処分されたものであります。合併協議の際にも私

ども日本共産党はおのおの協議会などを通じまして、その都度問題について提案や意見を表明してまいりました。その中で、条例また制度の中で乳幼児医療費の無料化を小学校入学まで無料化されることや、中学校給食を実施する方向を出されたこと、また循環バスを新市全域で運行すること、また中主町でございました介護激励金を全市に広げ存続されることなど、市民の切実な願いを新市条例や制度に取り上げたことについては評価するものであります。一方で、行政のあり方について、これとは反する条例と制度が存続あるいは継続されることにつきましては、同意できない立場をこれまでも表明してまいりました。

これらの経過を踏まえ、今回専決処分として提案はされましたが、そのうち野洲市議会議政務調査費の交付に関する条例、野洲市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例、野洲市市長、助役及び収入役の給与に関する条例、野洲市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例、野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例、野洲市人権情報センター条例、野洲市同和対策審議会条例、野洲市総合センター条例、野洲市ふれあい館条例、野洲市大型共同作業所条例の12条例の制定あるいは一部内容については問題を含んでいると考えるものであります。同意できないものであります。よって、その部分の主なものについて討論を行います。

議案質疑にも先ほど若干言いましたように、本来地方自治とは憲法及び地方自治法に基づき、国から独立し、一定の地域を基礎とします地方公共団体、すなわち市町村が住民の意思に基づいてその事務を行うことであります。このことは、地方自治が本来の自治であるため、国から独立した市町村がその判断と責任で行う団体自治、2つ目にはその団体自治の実施は住民の意思に基づいて行われる住民自治、この2つが原則とされています。以上の立場で、地方自治体が運営されるべきであります。その立場で行財政運営、すなわち条例制定もされるべきであると考えます。2町合併で新市である野洲市の発足に際して、とりわけ新市の発足であるだけにこの原則が貫かれなければなりません。

そのような意味で、この条例制定の観点、視点が市民のための民主的な行政運営、市民の暮らしを守る施策の具体化でなくてはならないのであります。ここから見ますと、議案質疑の際にも言いましたように、議員、市長をはじめとする特別職の給与、報酬、これは新市の財政的観点や市民の暮らし等理解を得たものとは私は考えられず、報酬審議会などで徹底した審議をすることなく議会主導で決定されたことは残念と考えております。同時に、これも主張してまいりましたが、多くの議会の中で廃止されようとしている費用弁償などはこの際廃止すべきでありましたが、引き続き残っております。

一方、もう一つの課題は、今質疑しましたように、本来同和行政を終結すべきにも関わらず新市でもこれを継続及び復活させるための関連条例もあるということでもあります。ご承知のようにこの同和対策事業は1965年、国の同和対策審議会の答申がなされ、69年には特別措置法が制定され、以後82年には地域改善対策特別措置法など時限立法が相次いで制定され、これらの事業が推進されてまいりました。しかし、これら国の財政上の特別措置は、長年の取り組みの成果と到達点から、2002年3月をもって終了いたしました。この件で、2001年当時、総務省が特別対策の終了について、そもそも特別対策は時限的なものであること、また、特別対策の継続は差別解消に有効でないとして、廃止の理由と一般対策への移行を明らかにしたのであります。

簡単に経過を述べましたが、この観点からこれまでの中主町、野洲町の取り組みと成果、到達点を考えた場合、私は2町においても終結すべきものと考えます。にも関わらず、先ほど言いましたように、新市条例では引き続き継続されようとしています。この関係で、中主町の場合、これも先に言いましたように、平成14年第3回定例町議会におきまして、全員一致で同和対策審議会条例の廃止を決めております。また、地域総合センター、いわゆる有隣館の位置付けにしましても、特定地域のためのセンターの位置付けから全町対象とした第2種保険福祉施設と位置付け、これに対応する条例改正を行ったのであります。一方、個人施策についても一部廃止を進めてまいりました。

つまり、このような方向が本来とるべき方向であり、私は当時のすべての町民の願い、現在では新市の市民の願いであると思います。にも関わらず、この新市の条例では継続を基本として中主町から見れば審議会の復活、また地域総合センターの位置付けにしましても、条例本文を見ますと、結果として私は特定地域の位置付けとその継続と考えます。この点については、先の質問で必要性も答弁されましたが、私は合理性、正当性を持っていないものと考えます。いずれにしましても、いろいろ言われますが、旧野洲町でも現状において今なお、私は継続する理由が見当たらないと考えます。よって、新市発足にあたり、関連条例の新たな継続制定は必要ないと考えます。

いずれにしましても、この課題は今後の市政における重要な問題となることは明らかでありまして、引き続き私どもも真剣な議論を重ねてまいります。

以上、専決処分として184条例の提案に対しまして、そのうち条例制定そのものが必要ないとするもの、また民主的な議論で市民の理解において疑問が残る合計12条例については同意できないものであります。同時に、議案質疑の際にも言いましたように、今

後国民健康保険税、介護保険料、また上下水道料金につきましては、市民の暮らしと健康を守る立場から決定されることをこの際強く求めておくものであります。

私ども日本共産党議員団は、市民こそ主人公を活動の基本に、民主的な市政と暮らしを守る市政の実現へ、今後市民の皆さんと共に全力で頑張ることを改めて表明しまして、反対討論といたします。

議長（秦 眞治君） 他に討論はございませんか。

27番、山本勇作君。

27番（山本勇作君） 27番、山本勇作です。

ただいま議題になっております専決第1号についていろいろ討論があるわけですが、私は私なりの考え方として、やはり184件の条例については、さまざまな時点でさまざまな会合で議論をしていただきました。中にはまだそれについては住民福祉の事柄についての充実した部分がないかもわからない、あるかもわからない、いろいろなことがあると思います。けれども、私がいつも申し上げましたとおりに、このことはやっぱり条例を制定して、そしてしかる後、10月1日から合併をいたしましたので、その中でのこれから我々議員としてそういうような上に厚く下に薄いとかがいろいろな問題がございましたが、こういうものをきちっとやっていくのが大きな課題だと。そのためにこの条例を制定された。その意味においては、やはりセンターの問題とか申し上げておりますけれども、野洲町は野洲町、中主は中主なりの今日までの蓄積された行政の形があるわけでございます。そのことをこれからの総括としてやっていく意味もございまして、私はこの条例に對しまして賛成をする意味から、賛成討論をしておきます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第1号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されまし

た。

暫時休憩させていただきます。5時30分から再開させていただきます。

(午後5時13分 休憩)

(午後5時30分 再開)

議長(秦 眞治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第2号専決処分につき承認を求めることについてに対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

29番、野並享子君。

29番(野並享子君) 専決処分第2号議案について質疑を行います。

今回の暫定予算というのは、4月から9月までの両町の執行残を合わせたものである。歳入歳出それぞれ1,356万6,000円と説明がされました。執行残であるならば、当初予算の問題を踏襲したものであります。

まず、この16年度野洲市一般会計暫定予算であります。これまで両町で当初予算の審議でさまざまな点が指摘されたと思います。旧野洲町でいうならば、当初予算で次の3点を指摘いたしました。

第1点目は、国言いなりで住民の声を聞かない行政としての特徴的な合併問題を指摘しました。住民にとって大きな問題である合併についても、合併しか道がないようなシミュレーションしか出さず、住民に意向を聞くことなしに行政主導で進められました。

第2点目に指摘したのは、不公正な行政について。町内どこに住んでいてもひとしく施策が受けられ、「法の下での平等」の原則を求めましたが、同和地域に限定した特別対策が行われている点。

第3点目は、税金の使い方も銀行やゼネコンの利益を確保するPFI事業で野洲小学校の建て替えが行われ、ふるさと創生の1億円基金も小中学校のコンピューター購入の整備に使われ、各学校から出されていたたちまち必要な補修や改修などは後回しという状況でありました。

また、旧中主町におきましても、合併により中主町だからこそ行われてきたきめ細かなサービスがなくなったものもあります。また、14年、15年の財政改革プランにおきまして、1,000万円の負担増や補助金削減があり、16年度も引き続き推進されています。行財政改革というのならば、行政の無駄を省くことや、また実効性のある入札制度の改善の着手や特別法がなくなり法律的に終結すべき同和对策事業の見直しなどをすべきと

指摘をしたと思います。

一般会計というのは、市民生活に関わる全般的な会計です。来年3月までの暫定予算といえども、当初で指摘した内容の継続をされていくのか、それとも当初予算で私どもが指摘した点を考慮し、検討をされるのか。まず第1点目お尋ねします。

次に、特別会計の国民健康保険特別会計暫定予算についてお尋ねいたします。

両町では、これまで介護保険料、また国保税が大幅に引き上げが行われ、国保税は高過ぎて払えないという人がふえています。滞納額も年々ふえており悪循環となっています。合併後のシミュレーションではさらに引き上げることになっています。このようなことではなく、高過ぎる国保税を引き下げていくべきだと考えますが、見解を求めます。

また、国民健康保険法の第44条で減額、免除を行うことにもなっていますが、税についての減免はありますが、窓口の一部負担についてはありません。法律に基づき、1割から3割負担のこの窓口一部負担金についても減免制度をつくる必要があると思いますが、見解を求めたいと思います。

また、旧野洲町においては資格証明書の発行も今年2月現在で116世帯、187人おられ、社会保障制度をひとしく享受できない点を指摘いたしました。野洲市になってこの状況はどのようになったのでしょうか。また、資格証明書の発行についてどのような見解か、お尋ねをいたします。

次に、老人健康保健特別会計についてお尋ねいたします。

定額制から1割負担になり、さらに年齢を5歳引き上げ、老人保健医療は高齢者にとって病気になってもお医者さんに行かれない状況となっております。また、2004年には高齢者医療制度を創設し、75歳以上の高齢者を扶養から外し、介護保険と同様に医療保険を徴収する計画があります。このような実態をどのように認識されているのかお尋ねいたします。国、県、自治体、被保険者など、負担が決められており、野洲市としてどうすることもできない会計であることは十分に理解しておりますが、このような政府のやり方に対し、国に対し市民の立場に立ち、ものを申されていくのかお尋ねします。

次に、介護保険特別会計についてお尋ねいたします。

15年度に保険料の大幅な引き上げが行われ、高齢者にとって大変な事態になっていきます。国民年金の給付の平均額が1人4万6,000円という状況であり、この年金から天引きされる介護保険料は過酷なこととなっています。また、利用料も所得に関係なく1割負担であり、低所得者ほど負担率が高くなります。この現状を改善するためには、保険料

や利用料の減免制度の拡充以外に道はありません。この点の見解を求めます。

次に、工業団地等整備事業特別会計について、乙窪工業団地の会計ですが、合併前の9月に旧中主町において工業地域から新たに商業地域を加える用途区域の変更が行われました。これは、現在進出希望があるイオンの出店に便宜を図る変更であったことは、誰もが思うところであります。このことは大きな問題であり、野洲市のみならず近隣の商業者にとって死活問題であり、また消費者にとっても近くのスーパーがつぶれるようなことがあるなら、高齢者や子どもなど、生活弱者にとっては大問題であります。また、本来自費で付けなければならない進入路のための橋を工業団地造成に合わせ公費で橋を付けたことも明らかになっています。このような問題を含んだ暫定予算であり、今後の対応についての見解を求めます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の一般会計の暫定予算についてのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど市長職務執行者の方から提案理由を申し上げましたように、今回の暫定予算につきましては、平成16年度の中主の現計予算、そして平成16年度の野洲町の現計予算を統合いたしまして、当初予算に反映されている事業については今後、残事業で残っている部分については実施していくということになります。統合いたしまして、今現在2町で執行いたしました、既に事業ができていた部分を除きまして、合併に伴う合併協定項目の調整結果によるものを反映しております。そして、市になりますことによって、福祉関係でございますけれども、権限移譲に伴う今まで県がやっていた事業が市へ移管になります。それに伴う経費、事務事業の一元化に伴う追加更正等を行っておりますし、先ほどの提案の中で説明申し上げました、これ以外として野洲市の誕生記念式典経費、市長選挙の執行経費等を見ております。これをプラスいたしまして、また削減になる部分はマイナスいたしまして、今現在の、今回平成16年の野洲市の暫定予算ということで提案させていただいております。

この暫定予算につきましては、先ほども提案理由の中で申し上げましたように、今後10月31日に選挙が予定されております新市長が選出されました後、本予算として再調整した上で議会に提出することになっておりますので、よろしく願いいたします。あくまで暫定予算ということで提案させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、お答えさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 野並議員の特別会計の国民健康保険に関する3点のご質問、同じく特別会計の老人保健医療の特別会計のご質問の第1点、それから3点目の介護保険特別会計に关します介護保険料に関する1点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の国民健康保険に関する1点目の国保税についてでございますが、これは合併協議のときに出されましたように、16年につきましてはそれぞれの旧町の保険料で合併後算定をするわけですけれども、17年度につきましては、これは先ほど小菅議員のご質問もございましたけれども、ルールに基づきまして国保税の算定をしております。

それから、2点目の国民健康保険の第44条の一部負担金の減免についてでございますが、この点につきましては、利用者の受益者負担という考えから、この一部負担金の減免については考えておりません。

それから、3点目の資格証明書を今後引き続きやるのかという見解についてでございますが、当然国保財政の安定化という意味からいたしましても、従来どおりの資格証明書の発行をいたしまして、加入者にご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、次の老人保健の特別会計の点でございますが、ご指摘のとおり高齢化が進んでまいりまして、当然医療費の方も高騰を続けるわけでございます。基本的な考えといたしましては、当然疾病予防に努めてまいりますし、これからの政府に、やり方に対してのものを申すかという点につきましては、当然市町村の立場としていろいろな機会を通じ、要請をしてみたいというふうに思っております。

それから、最後の介護保険の保険料の利用料につきまして、また保険料の低所得者の減免についてでございますが、保険料につきましては、これは17年度は私どもの方も再度合併後ということで、今年度中に見直しをしてみたい予定をしております。いろいろな介護保険事業計画の中で、この点についてはまた議論をしていきたいというふうに思っております。

それから、低所得者の利用料の減免でございますが、野並議員もご存知のようにさまざまな低所得者の利用料の減免の制度がございますので、これも新しい市になりましても引き続き制度として残していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 野並議員の質問でございますけれども、工業団地の取得目的の変更というようなことございまして、これはイオンを誘致するためではないかという質問でございますけれども、これはあくまでも工業団地の選択肢を広げさせていただいたというようなことでございます。あくまでも選択肢を広げさせていただいたと同時に、誘致企業の一つというようなことで、今後も協議を継続していきたいということで考えております。

それと、公費の無駄遣いの件でございますけれども、あくまでも橋の件につきましては開発許可に基づいて設置させていただいたというようなことございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（秦 眞治君） 野並議員。

29番（野並享子君） 第1点目の一般会計暫定予算ですが、10月31日の新市長によって再調整後本予算にするということで、私の質問すべて逃げられたという状況だと思うのですが、どういうふうな形で調整をして本予算にしていくのかという部分においては、やはり今おられる執行部の方々がどういう意向を持っておられるかというのが、やはり大きなポイントでもあるかと思っております。市長だけでできるという問題ではない。トップダウンではなくて、やはり下の声をどれだけ聞いていくかと。当初予算で指摘したように、住民の声を聞かない行政ではだめだと。そういう意味では、問題点を提起したのですから、そういうことを考慮に入れてこの次の予算を立てていかれるのかどうか。同和の「法の下の平等」という原則の問題も出しましたし、またそれぞれ本当に必要なやってほしいという各学校からの改修なども、そのままの状況になっていますね。こういった問題も指摘いたしました。具体的に言うならば、必要であるならば、野洲中学校のトイレなどは便器を改修するとか、そんな修繕的な問題ではなく、根本的なもっときちっとした対応が必要だということを議会の中でも発言をしておりましたが、そういった問題に関しても後回りのような状況になっています。当初予算をそのまま引き継ぎ、今年度そのまま踏襲をされるというようでは、これは新市になっても何ら市民が求めていたような予算になっていかないという状況のもとで、暫定予算といえどもどういう考えを持っていかれるのかということをお尋ねしたわけです。答弁をお願いいたします。

次、国保の問題ですが、17年はルールに基づき算定するということを言われると、これはもうこれだけの医療費が要る、これだけは国から来る、基金から来るというので、も

う枠が決められていますね。そういう中で、足りないようになるから引き上げるという形で、数字上、机上の論議、机の上での計算で国保税を算定していくというのではなく、払っている人の立場に立って、払えなくて滞納額が年々ふえているという現状を見て、そこからやはりどう払える国保税にしていくのかと。そこがまず私は必要であろうかと思いません。他の市町村でも国保税を引き下げたことによって滞納額が減ったというのが現実にありますので、悪循環をつくらないための対策、これが求められていると思いますので、ルールに基づき算定するということになれば、これは医療費の高騰と共に国保税は上がっていく。その部分は介護保険も同じです。利用する人がふえればふえるほど上がっていく。そういう状況になっていますので、ここはやはり利用される方々の立場をどう見るのかというのがやはり必要であろうかと思いません。その点についてお尋ねいたします。

国保税の減免は今現在でも国の法定減免、そしてまた所得の低くなった人の減免等は条例上ございますが、医療費の問題については、やはり今受益者負担の原則で考えていないということをおっしゃいましたが、法律的にはこの減免制度を行うことになっております。法律を守っていただきたいと思います。法律に基づいた行政を執行していくべきではないかということで、この問題を出しました。法との関係でもう一度答弁を求めたいと思います。

介護保険の問題ですが、利用料の減免制度を引き続き残していく。今、野洲町訪問看護の減免とか、食事の減免とかされていることは、それは承知しております。しかし、もっと基本的な、低所得者と言われる方々が高過ぎて1割負担ができないという状況があります。住宅改良やらも手すりを付ける、お風呂を直すとかいうのも1割負担をしなければならない。そのお金がないという方も聞いております。ですから、下水の接続もできないというような方で困っておられる方もございます。ですから、そういった方々に対して新たに拡充策をしていかなければならないと思うのです。こういった部分の検討が必要ではないかということで、ここに出させていただきました。

保険料は今年度中見直しを行うということで、これは引き上げていく見直しですよ。引き下げていく見直しではないですね。この見直しというのはどっちの見直しをされるのかお尋ねいたします。

次に、工業団地の件ですが、商業地域に用途区域を変更され選択肢を広げたということをおっしゃいました。今現在、そうしたらあそこに進出したいという企業が何社あるのでしょうか。どういう関係のところが進出したいと希望されているのでしょうか。選択肢を広げたということですので、その問題をお尋ねいたします。今後も誘致企業の一つとして

継続していくということで、イオンの問題は継続していくということをおっしゃっていますので、もう少し全体的に、今いったいどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

また、公費で橋を付けた問題ですが、開発許可に伴ってということをおっしゃいました。開発をするとき、そこにしか進入路がないというような状況の場合、そしてこの企業は既に違う道から進入できるということで開発許可がされ、建物が建っていたように伺っております。橋をつくらなければ開発ができなかったというのではないようにお聞きしているのですが、そうであるならば、これはもう既に進入路があって開発された、その後こっちの道から出入りするために橋が必要ということになったら、これは自費でつくらなければならないというのが当然ですね。野洲でも民家の前の水路のところに入りの進入路として橋をかけるというのは自費でされておられます。そういう意味において、ちょっと腑に落ちない。順番の問題が腑に落ちない点がありますので、もう一度説明を求めます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

第1回目にもお答えいたしましたように、あくまでも暫定予算でございますので、新市長選出後の議会において新市長が本予算を上程するという形になりますので、よろしくお願ひします。

それから、4月の当初予算ではなく、その後それぞれ旧町でいろいろ議論をいただきまして6月補正、9月補正等を含めました9月現在の現計予算、野並さんの思いとは違うのですけれども、教育施設の修繕費等も補正をいたしました。そういうものを含めましての現計予算ということになりますので、あくまで暫定予算ですので、今現在の現計予算の枠の中で市民の方々にご迷惑をかけないために暫定予算の中で執行させていただくということでございますので、ご理解をお願いいたします。先ほど野並さんが言われておる、今現在予算を見ていないもので新たに見ていくというのはやはり本予算になりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 野並議員の再質問の4点につきましてお答えをいたします。

まず、第1点目の国民健康保険税の決め方でございますが、これは当然議論をするもの

でございますので、先ほどお答えいたしましたように国保運営委員会の中でも十分議論を
してまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の第44条の減免制度でございますが、これは先ほど申し上げました
ように、保険者としては受益者負担という原理原則を変えていくというふうな考えはござ
いしません。

それから、3点目の介護保険の利用料、保険料の低所得者対策でございますが、これに
対して新たに拡充策があるのかという点でございますが、この点につきましても、私ども
の方の介護保険運営委員会の中でも議論を進めてまいりたいというふうに思っております。
あわせて、17年度の介護保険料の見直しは引き上げか引き下げか、どちらの見直し
かというご質問でございますが、これにつきましては、当然中主町と野洲町の利用者、認
定数の増加が見込まれておりますので、この点につきましてもルール上の算定は今後して
まいりますけれども、予想としては引き上がるのではないかというふうな予想はしており
ます。しかし、最終的な算定というのはまだ現在はしておりませんので、その段階でも当
然介護保険運営委員会の中で議論をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 野並議員の再質問でございますけれども、現在イオンの
他に誘致のそうした企業の話はあるのかというようなことでございますけれども、現在イ
オンの他にはございません。

それと、今後どのようにしていくのかということでございますけれども、現在、先ほど
ご答弁させていただきましたように、イオンの方と現在中主町から継続して協議をしてお
りますので、協議を継続してまいりたいというふうに考えております。

それと、橋の件でございますけれども、あくまでも工業団地の開発をするための区画道
路を既存道路に接続させていただいたということで、そのための関係する橋でございます
ので、あくまでも企業のための橋の設置というようなことではございません。

以上です。

議長（秦 眞治君） 野並享子君。

29番（野並享子君） 10月から来年3月までの暫定予算と言われるこの会計でござ
いしますが、やはり市民生活の全般的な問題を抱えている財政であります。これからの半年、
残る半年、本当に旧野洲町民、また旧中主町民が合併してよかったなということが思える

かどうかというのが、この半年にかかっているのではないのでしょうか。そういう意味で、やはり住民の皆さんの声を真摯に受けとめていただいて、施策に反映していただきたいと思います。

工業団地の部分に関しまして、最後の、既存道路に接続したと言われましたが、それは今まで道路があったところと新たな道路と接続をするという部分で橋が必要というのは、道路と道路との関係ですよ。これまで道路があった既存の道路に新しい道路ができて、それを接続するために橋が必要だというのはわかるのです。しかし、この工場の部分、既存の道路というのはかなり違う場所にあったということをお聞きしているのですが、橋はその道路と結ぶとしたら、もっと違うところに橋ができるという内容になるのではないのでしょうか。敷地と区画整理の道路とその真ん中にある橋を付けられたとなると、工場の出入り口の橋を付けたとしか思えないのですけれども、今の答弁では何か、どういう話になっているのかがちょっと理解ができませんが、もう少し説明して下さい。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 私の方がたまたま当時開発を担当しておりましたので、私の方からご答弁させていただきます。

今水路がないのにとということでございますが、開発区域につきましてはもともとほ場整備をした土地でございましたので、幅6メートルぐらいの道路、それから水路がありました。その区域を約3.7ヘクタール開発いたしましたので、新しく12メートル道路、それから2メートル50の道路の横に水路を付けました。その道路と既存道路を結ぶわけですから、当然橋が必要になりますので、その橋をかけさせていただいたということでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 他にご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、議第2号は委員会付託を省略す

ることに決定いたしました。

次に、議第2号について討論を行います。

討論はございませんか。

29番、野並享子君。

29番（野並享子君） 議第2号専決処分につき承認を求めることについての反対討論を行います。

アメリカのブッシュ政権が引き起こしたイラク戦争により多くの犠牲者が出ており、武力によって自由や民主主義は実現されないことを証明しています。この無法な戦争により、原油価格の高騰が始まっています。既にガソリンの値上げや灯油の値上げが始まっています。今年の冬は2万円近い負担増になるのではという試算も出され、北海道では暖房費だけで8万円という数字も出されています。また、毎週のように台風が本土を直撃し、死者や家屋の損壊、農作物への被害や鉄橋の橋脚の流失、そして付随してクマの出現など、多大な被害が出ています。

このように、世界的な影響や地球規模的な影響とあわせ、小泉内閣による構造改革により、最悪の不況と企業倒産による失業や、また大手企業が正社員を削減し、派遣労働やパートに切り替えるなど、不安定雇用が増大しています。また、無駄な公共事業による借金は700兆円にもなり、三位一体改革と称して行われるこの改革は、税源移譲とはほど遠い補助金の削減、交付税の削減など、地方自治体へのしわ寄せであります。その延長線上にあったのが合併であります。こうした流れの中で、本来地方自治体は住民の安全、福祉、健康を保持することです。

今回の専決処分は、暫定予算といえども16年度当初予算を引き継いだものであります。税金の使い方でもよくも悪くもなり、市民生活に大きな影響を与えます。質疑で指摘しましたが、住民の声に耳を傾ける姿勢があるのかどうかであります。合併は住民に聞くことなしに進められました。また、今後新市都市計画に基づき行われようとしている内容には検討が必要な課題もあります。特例債を使い借金をすれば、それは孫子が返さなければならないお金です。十分に住民の声を聞く姿勢が求められます。

また、公正で民主的な行財政運営が求められていますが、同和行政については終結し、一般施策への移行が求められます。特定の地域に限定した施策はやめることや、人権において部落差別を特別扱いにすることをやめる必要があります。同和地域において自立を求め、個人施策を受けておられない方々も存在しています。この方々の思いをもっと尊重し、

広げ、同和地区という特別なものをなくしていくのが行政の責務ではないでしょうか。

国保会計では、一般会計からの繰り入れなどを行い、高過ぎる国保税の引き下げを行い、払える保険税にし、滞納を減らす方向に変えるべきであります。また、一部負担金の減免制度をつくるべきであります。さらに、資格証明書の発行もやめ、社会保障制度としてすべての国民が等しく享受できるようにすべきであります。これが本来の地方自治ではないでしょうか。

老人保健会計や介護保険会計は国で負担割合が決められているため、市独自の努力だけでは解決できない点もありますが、それでも努力している自治体もあります。負担を低くする追求が行われています。早期発見、早期治療ということがよく言われますが、予防に重点を置くことや重症にならない保健指導や、いつまでも元気で過ごせる対策など、先進地に学び、施策を講じる必要があります。国は、高齢者医療制度をどんどん改悪していますが、税金の使い方をせめてヨーロッパ並みに、社会保障中心に切り替えていけば、今納めている税金で十分賄うことができます。国に制度の改善を強く求めることを要求いたします。

新市において、国保税や介護保険料、上下水道料の引き上げがシミュレーションで出されていますが、市民の暮らしは最悪の状況となっており、安易な負担増でなく、税金の使い方を福祉、暮らし優先にされるように求めてまいります。

また、乙窪の工業団地の件では、今の質疑でも明らかなように、誘致企業は今イオンしかないという状況、そしてそれを今後も誘致のために継続的に話をするというごさいます。そういうことは、先ほど言いましたように、商業地域に用途変更をされたということは、イオンとの交渉をさらに継続するために行われたということはこの答弁からもしっかりしてきたのではないのでしょうか。先ほど私も言いましたが、この商業施設の進出というのは、近隣の商業者にとっても、また高齢者や子どもなどにとっても大変大問題でございます。こういった問題も十分に耳を傾けられるように求めてまいります。

また、工業団地への既存企業に対しての道路に付けた橋の建設などは、まだもう少し私も議会の中で議論を深めていきたいと考えております。

以上、今回の暫定予算に対しての反対討論といたします。

議長（秦 眞治君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 他に討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

す。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第2号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議第3号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第3号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第3号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第3号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議第4号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第4号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第4号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第4号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議第5号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第5号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第5号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第5号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議第6号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第6号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第6号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第6号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議第7号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第7号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第7号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ありがとうございます。ご着席願います。起立全員であります。よって、議第7号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

(追加日程第25)

議長(秦 眞治君) 追加日程第25、発議第8号野洲市農業委員会の委員の推薦についてを議題といたします。提案者であります17番、辻 藤雄君から提案説明を求めます。辻君。

17番(辻 藤雄君) 17番、辻 藤雄でございます。

発議第8号野洲市農業委員会委員の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

合併に伴い、選挙による委員とは異なり、選任による委員は合併特例法の適用を受ける

ことができず、議会推薦の委員は失職となったところから、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定によりまして、野洲市として新たに学識経験を有する者4名以内を議会が推薦することになっております。今般の農業を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、前農協委員であり学識経験豊かな藤井 洋氏、前田一男氏、山本善治郎氏、中島嘉男氏の4名を推薦いたすものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第8号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第8号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、藤井 洋氏を推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 異議なしと認めます。

次に、前田一男氏を推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。

次に、山本善治郎氏を推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。

次に、中島嘉男氏を推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

ここで、市長職務執行者より発言を求められておりますので、これを許します。

市長職務執行者（田中政之君） 野洲市議会第1回の臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本議会は野洲市発足後初めての議長及び副議長の選挙をはじめ、発議によります野洲市議会委員会条例の制定をはじめ8案件、また各常任委員会並びに議会運営委員会、広報編集委員会委員の選任、その他広域組合議会議員の選挙など、必要な手続をすべて終わりました。特に、本日市議会の初代議長に当選されました秦眞治さん、副議長に当選されました長谷川龍一さんに対しまして、心からお喜びを申し上げますと共に、豊富な経験と識見を十分に発揮いただき、円滑な議会運営を図っていただきますようお願い申し上げます。

また、新市移行に伴いまして、提出いたしました野洲市役所の名称及び位置を定める条例をはじめとする条例の制定や暫定予算など7件の専決処分につきましてもご承認賜りまして、誠にありがとうございました。

野洲市市政運営にあたりましては、市民との協働を基本に、市民の融和を図りながら早期に一体感が醸し出される施策を展開しなければならないと存じます。職員にもこのことの自覚を促し、一丸となって取り組みを進めてまいりたいと思います。

議員の皆様におかれましては、ご健康に十分ご留意をいただき、市民の皆さんの付託に応えられるよう、今後のご活躍を心からお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。大変皆さん、お疲れさまでございました。

ありがとうございました。

議長（秦 眞治君） これをもちまして、平成16年第1回野洲市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。（午後6時27分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成16年10月8日

野洲市議会議長 秦 眞 治

署 名 議 員 藤 村 洋 二

署 名 議 員 木 村 定 八